

喫煙所を設置するときのポイント

喫煙所の設置についても分煙基準が適用されます。

表示

入口の見やすい位置に「喫煙所」の表示が必要です。(下記参照)

排気設備

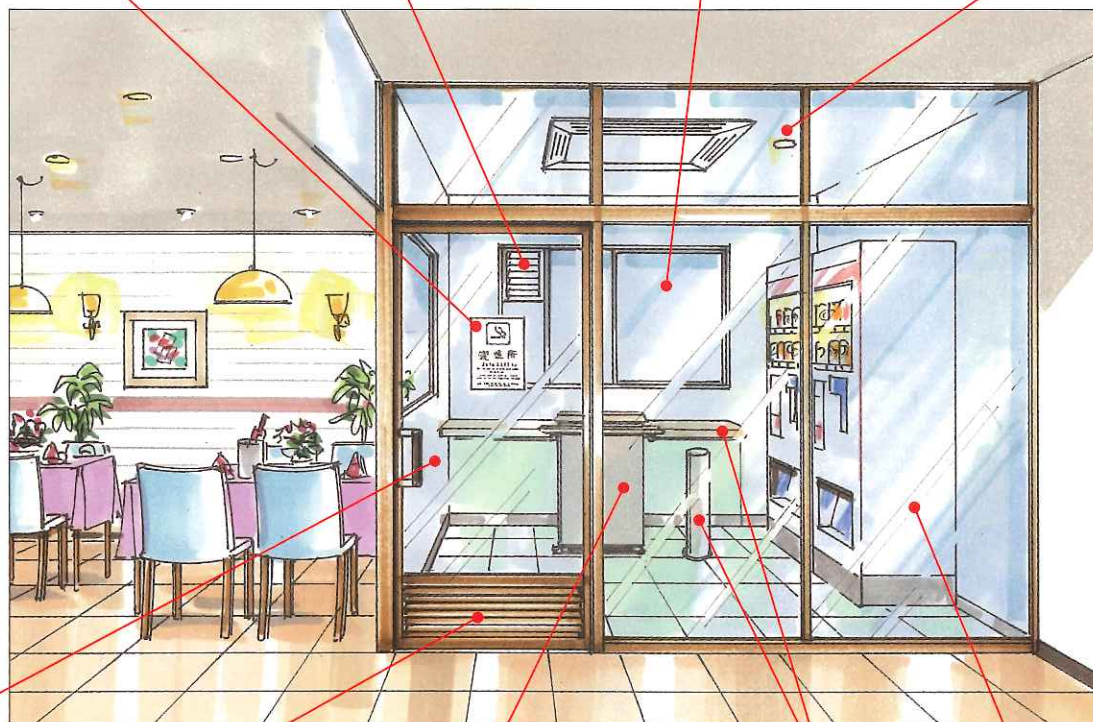
必ず設置し、たばこの煙を屋外に排気します。(「共通ポイント2」参照)

喫煙所内の窓

喫煙所内の窓を開けてしまうと、給排気のパランスが崩れてしまいますので、締め切りしておきましょう。

自動火災報知設備

自動火災報知設備の感知器の増設が必要になることがあります。喫煙所内に設置する場合は、煙感知方式よりも熱感知方式のほうが誤作動の恐れがありません。(「関連する他の法令について」参照)



扉

出入りの時以外に常時閉めていれば、開口部分とはみなしません。扉は引き戸の方が開閉の際にたばこの煙が流出しにくくなります。(「共通ポイント4」参照)

がら

排気に見合った給気をするため設置します。(アンダーカットも可)(「共通ポイント3」参照)

空気清浄機

空気清浄機は排気設備ではありません。排気設備を設けずに空気清浄機のみではできません。(「共通ポイント8」参照)

灰皿、カウンター等

自動販売機

本来の業務の提供にあたらぬものならば差し支えありません。

【注意】 喫煙所では、サービスの提供(飲食店では飲食の提供等)はできません。

表示を 忘れずに

- それぞれ入口付近の見やすいところに掲示してください。
- A6版以上の大きさがが必要です。
- 県ホームページからダウンロードできます。

施設入口の表示



または



分煙を選択した場合の喫煙区域入口の表示



喫煙所を設置した場合の喫煙所入口の表示



条例の詳細は神奈川県ホームページをご覧ください。

かながわのたばこ

検索

※このパンフレットは分煙の実施や喫煙所の設置について、一般的な留意点を中心に記載しているものです。施工の際は、各施設の状況により対応する必要があります。 [2010.1]